

議案第 23 号

宝塚市行政不服審査会条例の制定について

宝塚市行政不服審査会条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年（2016 年）2 月 16 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市行政不服審査会条例

（設置）

第 1 条 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の規定に基づき、宝塚市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審査会は、行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 審査会は、前項に規定する事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、本市の行政手続及び不服申立てに係る重要事項について調査審議し、答申する。

（組織）

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、常任委員及び臨時委員とする。

3 常任委員は、知識経験者 1 人及び弁護士資格を有する者 2 人とし、市長が委嘱する。

4 常任委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 常任委員は、再任されることができる。

6 市長は、審査会から個別案件を審査する上で必要があるとして要請を受けたときは、知識経験者のうちから臨時委員を委嘱することができる。

7 臨時委員の任期は、その都度市長が定める期間とする。

8 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、当該委員以外の委員全員の同意を得て、当該委員を罷免することができる。

9 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、会長は、常任委員のうちから常任委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、常任委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した常任委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第6条 審査会の行う調査審議の手続は、第2条第2項に規定する調査審議を除き、公開しない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、法規に関する事務を所管する課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第9条 第3条第9項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。